

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第13号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条中「大阪市・八尾市・松原市の区域」を「組合構成団体の区域」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。